

令和7年第2回教育委員会定例会
(1月21日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和7年1月21日（火）午後2時04分から午後3時06分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	浦井 祥子
委 員	神田しげみ
委 員	垣内恵美子

○出席者

事 務 局 次 長	前田 幹生
庶 務 課 長	山田 安宏
学 務 課 長	川田 崇彰
児 童 保 育 課 長	大塚美奈子
放課後対策担当課長	別府 芳隆
指 導 課 長	宮脇 隆
教育改革担当課長	増嶋 広曜
兼教育支援館長	
中 央 図 書 館 長	穴澤 清美

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

（1）放課後対策担当

ア 放課後対策事業について

（2）スポーツ振興課

イ 初心者スポーツ教室の拡充について

ウ 台東リバーサイドスポーツセンター体育館付設食堂の再開について

エ 東京都浅草高等学校温水プール区民開放の休止について

（3）中央図書館

オ 中央図書館所蔵郷土資料（貴重資料）の館外特別貸出について

カ 子供読書活動推進計画（第五期）について

2 報告事項

（1）庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

イ 令和7年度教育委員会及び連合校園長会の日程について

3 その他

- ・ 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 子育て・若者支援特別委員会における教育委員会に関する審議等概要について

午後2時04分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和7年第2回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

また、川崎委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

それではまず、審議順序の変更について私から申し上げます。本日の議題には、東京都台東区教育委員会会議規則第15条第1項に該当する案件が含まれております。つきましては、順序を変更して、日程第1、教育長報告の協議事項、中央図書館のオ、教育長報告の報告事項、庶務課のア及びイから聴取し、その他の案件については、傍聴人退出後に非公開で聴取いたしたいと思っております。なお、非公開会議の会議録については、本来公開するものではございませんが、本定例会で非公開とした案件については、区議会報告後に公開することといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(3) 中央図書館 オ

○佐藤教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

中央図書館のオについて、中央図書館長、説明をお願いします。

○中央図書館長 それでは、中央図書館所蔵郷土資料の館外特別貸出についてご説明いたします。資料5をご覧ください。

項番 1、事業内容は、中央図書館が所蔵する郷土資料のうち、複製ではない貴重資料を館外へ貸出す件について、台東区立中央図書館郷土資料取扱要綱の規定により、台東区教育委員会の承認を得て、貸出を行うものでございます。

項番 2、申請者はすみだ北斎美術館でございます。

項番 3、対象資料は、①『新吉原細見』、②『吉原細見記』、③『東都名所 新吉原五丁町弥生花盛全図』、以上3点でございます。ご参考に別紙に写しをつけておりますが、①と②は吉原のガイドマップで、③は春の吉原全体を描いた浮世絵でございます。

項番 4、貸出期間は、令和7年2月26日から6月5日です。

項番 5、展覧会名は「北斎×プロデューサーズ 蔦屋重三郎から現代まで」でございます。

項番 6、会場はすみだ北斎美術館、3階企画展示室でございます。

項番 7、展示会の会期は、令和 7 年 3 月 18 日から 5 月 25 日でございます。

項番 8、企画展の趣旨といたしましては、江戸のメディア王と評され、北斎の才能に早くから目をつけてきた蔦屋重三郎をはじめ、江戸の版元たち、また、伝統木版として浮世絵制作を続ける現代の出版元たちが制作した、北斎からインスパイアされた現代アーティストの作品を紹介するものです。

項番 9、保険・輸送につきましては、すみだ北斎美術館の責任・監督のもと、美術品輸送専門業者が行います。また、貸与から返却までの間は保険に加入することといたします。

項番 10、会期中は、展示室内はカメラによる監視、及び無人時は機械警備を行います。また、展示期間中は常駐警備員を配置いたします。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして何かご質問はございますでしょうか。

○垣内委員 すばらしいことだと思うので、ぜひご協力いただければと思いますが、2 点確認です。

これ、開館日数 60 日ですけれども、浮世絵みたいな劣化しやすいものについて、もちろん相手が美術館ですし、照度も 50%が条件ということで、ちょっと薄暗くしてもらえらると思うんですけど、60 日間全日展示するのか。割と 1 か月くらいで入替えとかいうようなことが多いかと思うんですけど、コンディショニング的に大丈夫なのかということの確認と、それからこちらの貸す側のほうで、通常、コンディショニングをちゃんとチェックして、貸し出す前にチェックして、返ってきたときにまたチェックする、いわゆるレジストラが必要だと思うんですけど、中央図書館の学芸員さんの方がなさるという理解でよろしかったでしょうか。

○中央図書館長 最初のご質問の、60 日間貸し出すことについての劣化、コンディショニングの状況は大丈夫かというご質問に対しては、一応、展示室及び一時保管する所蔵庫内の温湿度を一定に保ち、また照明は展示ケースのものを含め、委員もおっしゃっていましたが、照度 50%上限で制御し、資料に影響を与えないというところで確認を取っておりますので、大丈夫であると考えます。

また、貸出前と貸出後のチェックについては、郷土資料室に学芸員がおりますので、こちらも学芸員のほうで対応してまいります。

○垣内委員 どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○浦井委員 ちょうど今日、私、図書館のほうをちょっと使わせていただきまして。今ちょうど、吉原細見についての展示をなさっていらして、確か 2 月の中頃くらいまでの開催となっていたように思います。時間がなくてざっとしか拝見できなかったのも、私が何か見落としているのかもしれないんですけども、同じような内容の展示を、重なった期間でやっていらっしゃるのではないかと。もちろんそれぞれの展示に意味があっていることだと思います。ただ、台東区の方で、原本を複数持っていらっしゃるという場合はまた別な

んですが、これは、どちらかの展示が複製のレプリカとか写真とかでなさっていらっしゃるのでしょうか。ちょっと2つの展示と資料の兼ね合いのほうを教えていただけたらと思います。

○中央図書館長 資料としては別の資料となっております。貸出をするときに、中央図書館の展示に影響のない範囲での貸出となっております。

また、吉原細見については複数点で所蔵しているというところです。

○浦井委員 ありがとうございます。そういうことでしたら安心いたしました。

ほかの区での展示なので、どの程度可能なのか分かりませんが、こういうものも持っているのだということを、もし、やっぱりこういうものに興味がある方はいろんなところに行ってご覧になる方が多いかと思います。もし可能であれば、何かの折に、台東区の資料が〇〇区で展示・活用されていますというような広報をしていただけたらと思うところです。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 中央図書館長、対応をお願いいたします。

○中央図書館長 いただいたご意見を参考に、今後進めてまいりたいと思います。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、中央図書館のオについては、協議どおり決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○佐藤教育長 次に教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課長のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それではまず初めに、「区長への手紙」等に係る教育委員会の対応についてご説明をいたします。資料は7をご覧ください。

初めに、児童保育課取扱分が2件。1件目は、障害児保育の利用制限の解消についてでございます。区立保育園における障害児の保育時間の制限が今年度から解消されたことを知ったが、自分のように解消されたことを知らずにフルタイムで働くことを諦めていた人がほかにもいるかと思うので周知をしてほしい。また、区立幼稚園の預かり保育についても、障害を理由に利用が制限されることのないようにしてほしいというご意見でした。

2件目は回答を要しないもので、仕事が休みの日の保育園利用についてでございます。保育園やこども園によって、仕事が休みの日も預けてよかったり、悪かったりするばらつきがあるので、統一をしてほしい。また、仕事が休みの日に預ける理由、時間を言わなけ

ればならないことはプライバシーに関わるのではないか。また、正当な理由により、9 時から行かなければいけない用事があるときは、いつもの保育時間で預けられるようにするなど、融通が利いてもよいのではないかというご意見でした。

続きまして、生涯学習課取扱分が1件。ネットワーク環境のある施設の存続についてでございます。生涯学習センターのマルチメディアルームを利用してきたが。令和7年3月に廃止となってしまうので、区内でWi-Fi環境があり、パソコンが利用できる場所を教えてくださいというものでした。

次に、スポーツ振興課取扱分が3件で、こちらは3件とも生涯学習センター内のトレーニングルームの休館中の対応についてのご意見でございます。新設された竜泉の施設を生涯学習センター休館中に利用を可能にするとか、生涯学習センターの改修手順を調整してどこかのフロアを一時的に使用できるようにする、また区民事務所にトレーニングルームを開くなど、再開までの代替場所等の用意をしてほしいというご意見でございます。

最後に、中央図書館取扱分が2件で、こちらも2件とも中央図書館休館中の郷土資料調査室についてのご意見でございます。郷土資料調査室の資料を利用し、大学のレポートや論文を書く必要があるときに、1年以上も資料が見られないと困るので、休館中も閲覧できるようにしてほしい。また、台東区で教員をしているが、郷土資料が閲覧できないとなると、地域について知るための活動がストップしてしまった。他にない資料だけは利用できるようにしてほしいというご意見でございます。

回答につきましては、それぞれ資料に記載のとおりとなっております。

1点目につきましては、ご説明は以上でございます。

続きまして、令和7年度の教育委員会、それから連合校園長会の日程についてでございます。資料8をご覧ください。

令和7年度の教育委員会定例会、及び連合校園長会につきましては、資料の表のとおり、開催を予定しております。

教育委員の皆様におかれましては、中身のほうをご確認いただきまして、ご予定いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

簡単ですが、ご説明は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、まず、庶務課のアについて、何かご質問はございますでしょうか。

○神田委員 件名1についてですけれども、「知らなかった」という回答を見ますと、様々なところで広報はしているにも関わらず、やっぱり漏れるというようなことがあるんでしょうか。周知の仕方で、漏れる人がないようなよい方法はないのでしょうか。

また、預かり保育のことなんですが、園によって、若干この対応が違うのでしょうか。2も含めてですけれども、「休みのときに預けたい」「仕事がなくてもちょっと休みたい」「用事があるときに預けたい」もあるのかと思うのですが、そのあたりをどのようにお考えなのか教えてください。

2点目ですけれども、件名4からずっと、何かトレーニングルームのことが書かれていますけど、やはりトレーニングルームでトレーニングをするという要望が日頃から多いのではないかなというふうに思うんですけれども、改修工事はやむを得ないのでその間の代替もここにきちっと書かれてはいるんですけれども、でもやっぱり若干希望者と実際にできる会場との差というのが起きてしまうのかどうか。そのあたりをお聞かせください。

○児童保育課長 それではまず、1点目の周知についてでございます。今回この制度につきましては、令和6年4月からスタートさせていただいたものですけれども、まず保育園にはチラシを配布させていただきまして、また現在、園に在園されている該当者の方には、口頭でご説明をさせていただいております。そのほか、広報たいとうとかホームページとか、そういったところを活用いたしまして、周知のほうはさせていただいているところです。

2点目の預かり保育のお話でございますが、こちらはすみません、件名2のほうでよろしいでしょうか。

○神田委員 はい。

○児童保育課長 休みの日の保育利用、保育園の利用についてでございますが、こちらは、基本的には就労を理由に保育園認定されているというのが基本なんですけれども、現在ですと、やはり園によっては仕事がお休みでも、そこでお断りをするのではなく、お預かりさせていただいているところがございます。

ただ、土曜日など、職員数が少ない場合、そういったところで、あらかじめ分かっていない場合などは、なかなか難しいときもある状況でございます。

私立園などにつきましてもいろいろと確認はさせていただいたところなんですけれども、ほとんどが、園によって、異なりはするんですが、就労されているお休みの日でもお預かりをしているという状況を伺っております。

○神田委員 土曜日、日曜日、休みの日はそうなのですけど、例えば、長期休業中は駄目なのですね。

○児童保育課長 保育園につきましては、夏休みはございませんので、基本的には、月曜日から土曜日まで。日曜日については、休日保育をやっているところ、園によってはございます。

○神田委員 保育園は長期休業はありませんよね。承知いたしました。ありがとうございます。

○スポーツ振興課長 トレーニングルームの機器について、お答えいたします。基本的には有酸素系運動の機器、またストレッチの機器ということで、置いてあるのはほぼほぼ同じになります。私どものほうでも、リバーサルスポーツセンターに同じようにトレーニングがございますので、そちらもご案内しているところです。また、この方は北部の方ということで、いきいきてらす、竜泉のところですね。そちらのほうも、機械を使わない部分もあるんですけれども、そういう教室も行っておりますので、そちらをご案内して、ぜひ継

続的に運動していただければというふうに考えているところでございます。

○浦井委員 件名7の、中央図書館の改修工事についてなんですけれども。休館中の郷土資料調査室についてですが、図書館の中でも、普通の一般の本以上に、資料に関するものというのは、どうしても見たい、調べたいという方がいらっしゃると思います。他のところでは収蔵されていなくて困ることもあるかもしれません。ここのところに、資料7と8がありますが。7のほうは、大学のレポートや論文を書く必要があるときに、1年以上も資料を見られないと困るということですし、8のほうは、さらに台東区で教員をしていらっしゃるということで、郷土資料が閲覧できないと地域について知るための活動が1年以上ストップしてしまうということで、これがやはり学校での活動に何かしら悪影響があるということであれば、やはり対応が多少必要になるのではないかと思います。そこで、こうした点の対応がどうなのかなということが1点。

それからもう1点が、先ほどから申し上げておりますように、資料となると、やはり現物を見ないと話にならない。ほかの区とか、ほかの場所の図書館では持っていない資料があるとなりますと、レファレンスに対して、司書なり学芸員の方なりが、この貴重書なりその資料自体を見て、調べて確認して、問合せに対して答えたりすることはできるのか。貸出や、本人への閲覧は許可できなくても、学芸員はそれが見たりすることが可能なのかという点について。

やはり台東区のことに関しては、1年以上全く資料の閲覧ができなくなると、休館が明けるのを待たずに調べたいということもどうしても出てくるかと思いますので、その点の対応がどうなっているのか。今のアナウンスの仕方だと、ちょっとそこが曖昧なのかもしれないと感じるところです。私自身の受け取り方が悪いのかもしれませんが、ちょっと疑問に思うところがありましたので、ぜひその2点について教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○中央図書館長 郷土資料について、ご質問にお答えいたします。

閲覧については、スペースの確保がなかなか難しく、できない状況であります。ただし、レファレンスを実施していく中で、郷土資料については、特別貸出ということで、要項に則り、例えば国・地方公共団体ですとか、出版社、大学、研究者等へは、その要綱に該当する場合は貸出を行うことができます。お問合せがあった場合には、その方が該当するかどうかも含めて、個別に対応させていただきたいと考えているところです。

レファレンスについては行っていくこととしておりますので。

○浦井委員 質問返しみたいになって申し訳ないんですけれども、そうすると、今、要綱の中でそれに合致すればということだと思うんですけれども、例えば学校の小中学校とかの教員がこれを必要とした場合は、許可が下りるというふうに考えてよろしいのでしょうか。個別な案件で、多少内容あると思うので、一概に答えられないかと思うんですけれども、一応、一般論としてというか、大きく見てどうであろうかというのが一つと。さっき触れた問合せなりがあったときに、本人は貸し出したりしてもらえなくても、担当の方な

り、司書さん、学芸員の方なりがそれ自体を調べて返すということはできるのかという点をお願いします。

○中央図書館長 まず一般論として、要綱のほうに該当する場合、原本を貸出す場合は、こちらの教育委員会に諮らせていただいて、貸出は可能です。それから、貸出さない場合でも、レファレンスは実施していきますので、例えばコピーですとか、あとは学芸員からの質問に対する答えとかについては、対応することとしております。

○佐藤教育長 もう1点、学校が、教員がというのは。

○中央図書館長 学校の先生に対しては、要項の中で、学校等というところが、学校も対象としておりますので、貸出は可能かと考えております。

○垣内委員 やはり気にしてらっしゃる方がとても多いことがらかと思いますので、いろいろとご対応が大変かなと思うんですけども、広報とかを工夫してこういうふうにできますということを教えてあげていただけたら、それを使いたいという人もいらっしゃると思いますので、また安心する方もいらっしゃると思うので、ぜひご対応をよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 次に、庶務課のイについて、何かご質問はございますでしょうか。

こちらはよろしいですね。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のア、及びイについては、報告どおり了承願います。

3 その他

○佐藤教育長 次に、その他事項についてです。

事前に資料を配布させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、ご質問や補足の説明などがありますか。

(なし)

それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより会議は非公開といたします。

(傍聴人退出)

○佐藤教育長 非公開の会議録署名員につきましては、定例会に引き続き垣内委員にお願いいたします。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 放課後対策担当課 ア

○佐藤教育長 それでは、日程第 1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、放課後対策担当のアについて、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、それでは放課後対策事業について、協議事項のア、資料 1、報告対策事業についてご説明をいたします。

項番 1、こどもクラブの拡充です。(1) 既存施設の定員変更です。表に記載の 2 か所において、来年度より定員を変更いたします。まず 1 段目の浅草橋こどもクラブにおいては、現在 125 名から、来年度利用の申請状況等を踏まえ、145 名に変更いたします。

次に田原こどもクラブについてです。今年度、田原小学校、蔵前小学校区周辺に民設こどもクラブの誘致を目指しておりましたが、現在まで条件に合う応募がなく、令和 7 年 4 月の開設に至りません。そこで、田原小学校と協議し、放課後の時間に図書室の使用許諾をいただいたことから、田原こどもクラブを定員拡大し、55 名に変更いたします。

次に(2) 民設こどもクラブの誘致・開設です。今後もこどもクラブ需要の増加が見込まれる台東育英小学校区周辺に 1 か所、定員 40 名程度の民設こどもクラブを開設してまいります。それにあたり、③に記載のとおり、令和 7 年 7 月以降に公募を開始し、④運営開始時期は令和 8 年 4 月を予定しております。

続いて項番 2、放課後対策事業の運営事業者の選定です。表に記載の放課後対策事業について、令和 8 年度からの運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定いたします。全て再選定となりまして、現事業者への委託期間が 5 年を経過する、表に記載の 3 事業となります。(2) の公募開始時期は、本年 3 月を予定し、選定結果は令和 7 年第 3 回の区議会定例会においてご報告予定でございます。(3) 事業開始時期は令和 8 年 4 月でございます。

次に項番 3、予算額です。(1) のこどもクラブの拡充、(2) の放課後対策事業の運営事業者選定について、資料記載のとおり計上しております。内訳はこどもクラブの拡充における歳入は、国及び都補助金、歳出は運営委託料の増額分、民設こどもクラブ施設整備補助金などになります。報告対策事業の運営事業者選定における歳出は、選定委員会開催に係る経費となっております。

最後、項番 4、今後の予定です。今月の政策会議に諮った後、第 1 回区議会定例会に報告、委員会終了後、保護者にはホームページ等で周知してまいります。

説明は以上です。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、放課後対策担当のアについては、協議どおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(2) スポーツ振興課 イウエ

○佐藤教育長 次にスポーツ振興課のイからエについて、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは初めに、スポーツ振興課のイ、初心者スポーツ教室の拡充についてご説明いたします。資料の2をご覧ください。

項番 1、事業概要です。区民がスポーツを始めるきっかけづくりとしてリバーサイドスポーツセンターで初心者スポーツ教室を実施しております。令和7年度は新たに、パリ2024 オリンピック金メダリストで、本区出身の松山恭助選手が直接指導するフェンシング教室も実施いたします。

項番 2、実施内容です。教室名は松山恭助選手のフェンシング教室で、実施回数は全23回を予定しております。対象は区内在住・在学の小・中学生で、会場は台東リバーサイドスポーツセンター第2武道場などを予定しています。なお、参加費は無料となっております。

項番 3、予算額案は690万円です。

項番 4、今後の予定です。今月の政策会議に諮った後、令和7年第1回区議会定例会にて所管委員会に報告、3月から広報たいとうや区ホームページ、また、全校児童生徒にチラシ配布、保護者に一斉メール配信して周知を行ってまいります。参加者を募集し、4月からフェンシング教室を実施してまいります。

ご説明は以上です。

次に、スポーツ振興課のウ、リバーサイドスポーツセンター体育館付設食堂の再開についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

項番 1、経緯です。台東リバーサイドスポーツセンター体育館の食堂は、事業者の使用許可期間の満了により、令和2年度末で休止し、以降、新型コロナウイルスの影響など、再開の目途が立たない状況が続いておりましたが、食堂再開の要望も多く、施設利用者の利便性向上のため、食堂を再開いたします。

項番 2、対象施設は、資料に記載のとおりで、食堂事業者に行政財産の目的外使用として許可いたします。

項番 3、行政財産の貸出期間は、本年7月中旬から8、令和8年3月31日までで、同じ事業者が、令和8年度以降も継続して目的外使用する場合は、年度ごとに手続きを行い、最長で5年間、令和11年度末まで貸出可能です。

項番 4、食堂事業者は公募型プロポーザル方式により選定いたします。選定にあたっては、外部の有識者と区職員で構成する選定委員会を設置し、実績等を考慮して書類審査や実績等を考慮して決定いたします。

項番 5、予算額案です。歳入は31万3,000円、歳出は64万2,000円です。

最後に項番 6、今後の予定です。1 月の政策会議に諮った後、第 1 回区議会定例会にて、教育委員会を所管する所管委員会に報告し、4 月中旬から公募を開いて開示して審査を行い、7 月中旬からの食堂再開を目指してまいります。

ご説明は以上です。

最後に、スポーツ振興課のエ、東京都立浅草高等学校、温水プール、区民開放の休止についてです。資料 4 をご覧ください。

休止施設は資料に記載のとおりです。

休止理由は、都立浅草高校の大規模改修によりプールが物理的に使用できないためです。

休止期間は東京都とプール区民開放のための協定を年度単位で締結しているため、令和 7 年度となっております。令和 8 年度につきましては、今後東京都と協議してまいります。

項番 4、休止期間中の区内プールの開設状況です。資料に記載の表をご覧ください。区立浅草高校温水プールは例年ですと 4 月から 5 月までと、12 月から 3 月までの学校運営に影響のない日を借りておりますが、令和 7 年度は休止になります。清島温水プール、台東リバーサイドスポーツセンター、柳北スポーツプラザのプールにつきましては、例年どおり開設するため、資料の表に黒帯でお示ししている期間が開設期間になり、プール開設のない時期は発生いたしません。

項番 5、今後の予定です。1 月の政策会議に諮った後、第 1 回区議会定例会にて所管委員会に報告、3 月の広報たいとうや、区ホームページ、また直接利用者に周知を図ってまいります。なお、再開につきましては、令和 8 年 12 月を見込んでおります。

ご説明は以上です。

以上、3 件についてご協議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、まずはスポーツ振興課のイについて、何かご質問はございますでしょうか。

○浦井委員 初心者スポーツ教室ということで、フェンシングの松山選手から教わることでできるということで、全 23 回ということで、大変充実して。なかなかこういうふう回数を取って教えていただけることは少ないので、とてもありがたいですし、素晴らしい企画なんじゃないかと思うんですけれども、一つご質問させていただきたいのが、これはやはり、フェンシングとなると、どうしても道具がそれなりに必要になると思うんですけれども、これは購入しないといけないのか、貸出をしていただけるのか、そのあたりはどのようなになっているのか教えていただければと思います。

○スポーツ振興課長 なかなかフェンシングに触れる機会というものはございませんので、最初から道具を揃えると、とても大変なことになってしまうので。区のほうで、ある一定程度、備品のほうを用意いたしまして、それをお貸しして体験していただくと。それで、体験を進めていく中で、必要であれば個人のものを購入していただくというふうに考えてございます。

○浦井委員 お借りできるということであれば、大変ハードルが低くなって、やってみよ

うと思う人も出てくるんじゃないかと思いますので、ぜひその形でお進めいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○垣内委員 すばらしいことだと思いますけど、この予算額、それなりの予算を計上されていますが、内訳は、ざっくり言うと、フェンシングの設備とか、備品、装備品とか、それと松山先生のギャラというか、報酬というかな。後、広報ですかね、などがあるかと思うんですけども、ざっくり、どんな感じなんでしょうか。

○スポーツ振興課長 まず、第1回目のフェンシング体験の際には、スマートフェンシングと言いまして、スポーツの祭典でもやったんですけども、ちょっとチャンバラのような、おもちゃのようなフェンシング道具を使って、誰でも仕切りが低く体験できるようなものをやろうと思っています。そこを、道具等を含めて委託をする中で、大体90万前後。それで、謝礼につきましては、大体年間で300万程度、また、消耗品・備品、先ほどのお貸しする道具などの購入で、やはり300万程度かかるというような見積になってございます。

○神田委員 23回は回数が多く、月に2回ということですが、その回ごとに子供が変わってもいいのか、それとも同じお子さんが何回か通って上手になっていくというものなのか、どちらのほうをお考えなのでしょう。

○スポーツ振興課長 まず、最初の募集ですけれども、一応年間23回実施することを前提にお申込をいただくという形をとっておりますので、基本、1回目を取った方は、23回出席していただくと。本人の都合で止めるのもありなんですけど、一応そういう形にしております。

また、途中から参加したいということにつきましても、対応していこうというふうに考えておりますので、基本的には共通して年間を通して参加いただくというのが前提になってございます。

○神田委員 ありがとうございます。きっかけとしては面白いし、やってみたいということでスタートしてもいいんですが、上手になってもらいたいので継続して通う考えでいいと思います。

すばらしい松山選手が台東区で育っていらっしゃったということですので、次に続くような選手が出るのを期待しています。ありがとうございます。

○浦井委員 すみません、さっき伺い損ねてしまったんですけど、ちょっと聞き逃しているのかもしれないんですが、神田委員のご質問とちょっと似たところがあるんですが。

こちらの実施に当たって、募集の人数というのは決めていらっしゃるのか。なんか何人以上で、何人が最高というか、行うとか。何人以内というのがどうしても必要になると思うんですけど、どの程度を見込んでいらっしゃるのか。ちょっと教えていただけたらと思います。

○スポーツ振興課長 定員につきましては、特に設けておりません。というのは、松山恭助選手自身が、来る子を全員面倒を見たいというお話もいただきましたので、来る者拒まずで、来た方を全員受け入れるという体制で運営してまいります。

○浦井委員 ありがとうございます。大変ありがたい。

あり得ないと思うんですけど、ものすごい人数が殺到してしまったときは、分けてなさるとか、何かしらのご対応でいただくということになるのかなと思うんですけど。すみません、その点が多少は考えていらっしゃるようであれば教えていただきたい。

○スポーツ振興課長 松山恭助選手 1 人で全部見るのがなかなか難しくなっていますので、その際は松山選手のお兄さんもフェンシングをされておりまして、お手伝いいただけるという話もありますし、また東京都のフェンシング協会のほうからも指導者を派遣いただけると、今調整しているところでございますので、指導者の数を増やして対応していきたいなというふうに考えております。

○浦井委員 柔軟に対応していただけるということで、本当にそうしますと、やはりやる側の、受けさせていただく側もとても安心して申し込んだりできるんじゃないかと思うので、とても皆が、これに参加していろいろ子供たちが学んでいただけたらいいなと思います。よろしくお願いします。

○佐藤教育長 松山恭助選手、全 23 回は出られないでしょう。それをちゃんとと言わないと。

○スポーツ振興課長 年間 23 回、月 2 回程度ということですが、やはり松山選手自身が現役のフェンサーということで、海外の試合等も多く入ってまいりますので、当然不在の際、本人が来れないときもでございます。その際にも、指導者、お兄さんだったり、フェンシング協会のほうから指導者を派遣していただいて対応していくという形になります。

○浦井委員 もしよろしければ、ぜひそれを明記、どこかに書いていただけると。私のように、23 回、松山選手だって単純に思い込む人間もいるかなと思うので。裏切られたとは思わないと思うんですけども、お忙しいのは重々承知なんですが、どこかしらに、あまり小さくなく、書いてやっていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 誰でも受付けるとするのはいいんだけど、場所のキャパとか、選手や子供たちの安全とかあるので、やっぱり定員を設けたほうがいいんじゃないの。無料だから申し込みが殺到しても全部受入れちゃうということでやるの、本当に。松山さんの思いは分かるけど。

○スポーツ振興課長 実際に募集してみないと本当に何人来るかわからないというところもございまして。極端に多くなったときには、やはり松山恭助選手とも調整しまして、ちょっと 2 回に分けるなり、定員を設けて対応するなど、柔軟に対応していきたいというふうに考えます。

○佐藤教育長 そのほうがいいと思います。

ほかに。

○垣内委員 もし増えたら、例えば、この予算が増えますよね。設備とか、最初の委託も 100 万で考えていたけど、ものすごい数来ちゃったら、予算額も爆増という。

○スポーツ振興課長 いっぱい来ていただければうれしいところで、ぜひ対応していきたい

いなと思いますので、予算に関しましては、その後、参加者数に応じて要求していければ
なというふうには考えているところでございます。

○佐藤教育長 松山さんの思いは受けつつ、よく調整して。

武道場だって、ある程度スペースが決まっているから、おのずと何人ってやって、指導
者が3人いてやるんだって、範囲が決まってくるじゃない。状況を見て判断をするという
よりも。よく検討してください、いい企画だけど、何よりも安全にやってもらいたいの。

ということで、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 では次に、スポーツ振興課のウですね。リバーサイドスポーツセンターの
体育館の食堂の再開について。何かございますでしょうか。

よろしいですか。

ちなみに、食堂のほうの改修は要らないんだよね。

○スポーツ振興課長 設備自体はございますので、使用に当たっては、事前に清掃と点検
を入れる部分はございますけれども、特に大きく変えるということはございません。

○佐藤教育長 じゃあ、そのまま使うという。

○スポーツ振興課長 はい。

○佐藤教育長 分かりました。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 次に、スポーツ振興課のエですね。浅草高等学校温水プールの休止につい
て。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、スポーツ振興課のイからエについては、協議どおり決定いたし
たいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(3) 中央図書館 カ

○佐藤教育長 次に中央図書館のカについて、中央図書館長、説明をお願いします。

○中央図書館長 それでは、台東区子供読書活動推進計画（第五期）についてご説明いた
します。資料6をご覧ください。

項番 1、パブリックコメントの実施結果についてです。中間のまとめについて広く区民
等から意見を募集するため、パブリックコメントを実施いたしました。別紙1をご覧ください。

意見受付期間、意見の受付場所は記載のとおりです。意見の受付件数は、6 名の方から 21 件のご意見をいただきました。いただいたご意見やご提案については、例えば、休館中の読書環境への対応として、電子図書館を導入するなど、代替策を講じているものを含め、概ね各事業で対応していると考えております。

今後、事業を進める中で、さらなる工夫や連携方法などについて検討を進めてまいりたいと考えております。

ご意見は、図書館の休館中に関すること、読書感想文や不読率等、学校での読書活動に関すること等で、ご意見と区の考え方については、以下に記載のとおりです。

主立ったものをご説明いたします。まず、6 ページの項番 11、中央図書館の休館中に子供や親子が本を借りられなくなるため、読書活動を支えるための代替案や児童館・こども家庭支援センターでの貸出利用を進めるための広報連携を検討してほしいというご意見に対しては、休館中の子供や親子の読書活動を支えるために、電子図書の導入や、まちかど図書館の拡充で対応してまいります。また、近隣の児童館など、子供や乳幼児親子向けの図書コーナーのある近隣施設のご案内を、関係機関と連携して行いたいと考えております。

次に 7 ページの項番 14 をご覧ください。不読率が高いことについてのご意見に対しては、区としても不読率は課題として捉えております。学校においては、朝の読書活動や委員会活動により、読書への啓発活動を継続的に行っており、今後も引き続き児童生徒に対して、発達の段階に見合った読書環境を提供し、読書活動を推進するとともに、家庭と連携しながら進めていきたいと考えております。

続いて、8 ページの項番 16 をご覧ください。学校との連携を強化し、子供への読書活動推進を図ることについてのご意見に対しては、子供の読書活動を推進するにあたり、図書館と学校が連携し、読書への関心を高める取組を行うことが重要であり、現在は、学校園からの依頼に応じて訪問事業を行っておりますが、利用促進を図るための周知や工夫を凝らして学校とスケジュール調整しながら進めていきたいと考えております。

現在、パブリックコメントについては、庁内全体での調整を行っているところで、今後、文言等の微調整がある場合がございます。

次に資料にお戻りいただいて、その他の意見聴取についてです。区議会より、未就学児の保護者へのアンケートの、年齢別の集計ができないかというご意見に対して、保護者へのサポートという視点で項目を選び、年齢別集計を行いました。今後の事業を進めていく上での参考にしていきたいと考えております。

続きまして、台東区立図書館に関する意見交換会では、目標が 5 年後のものしかないが、1 年、2 年ごとに実績を検証したほうがいいのか。また、事業数が多いので、優先順位や重要性に合わせて進めるのがよいのではないか等、ご意見をいただきました。

1 年、2 年ごとの実績については、中央図書館のほうで経過の調査をしておりますので、そこで対応していきたいと考えております。

項番 3、中間のまとめからの主な変更点です。こちら、別紙 2 をご覧ください。項番 2、

9 ページ、評価指標についてです。(2) 児童関連図書の利用件数を追加し、児童関連電子図書の利用件数を追加し、令和 11 年度の目標値を 8 万 9,600 件といたしました。

続きまして、項番 3、16 ページ。事業ナンバー16、子供の読書活動支援事業を、事業を明確にするため、子供の読書活動支援講座と変更いたしました。

項番 4・5、20 ページ・21 ページの事業ナンバー13、電子図書の活用、事業ナンバー18、障害のある子供の読書活動の推進は、事業名・事業概要のほうに、電子図書という具体的な手段を記載いたしました。

続きまして項番 6、32 ページ、事業ナンバー36、学校司書による学びのサポートについては、事業概要のほうに、学校司書の配置日数を増やすことへ記載を変更しております。

続きまして、項番 7・8・9 については、それぞれ記載のとおりとなっております。

続きまして、資料の項番 4、台東区子供読書活動推進計画（第 5 期）案については別紙 2 のとおりです。ただいまご説明した修正を加えておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

項番 5、今後の予定についてです。1 月の政策会議で諮った後、令和 7 年第 1 回区議会定例会で報告後、3 月下旬に計画発行の予定です。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○垣内委員 いま一般の書店がどんどんなくなっている中、図書館が果たす役割はとても重要で、こういうきちんとした計画を作って実施していくということも素晴らしいことだと思うので、ぜひ進めていただきたいと思います。別紙 2 の 9 ページのところで、令和 11 年の目標値が結構細かく設定されているんですけど、これは、この目標値を設定するにあたって、何か指標というか、アルゴリズムというか、どういうふうに設定されたのでしょうか。例えば、電子図書は 8 万 9,600 件という、結構細かい数字が上がっています。9 万件でいいのではと思うんですけど、そのあたりはどういうふうに設定されたのか。ざっくりで結構です。現状を踏まえてそのまま伸びていくという設定だとか、何かがおありになるかと思うので、教えてください。

○中央図書館長 (2) の児童関連電子図書の利用件数についてどう決めたかご説明させていただきます。

現在、電子図書はまだ導入しておりませんので、現状値としては測れないところなんですけれど、(1) の貸出冊数、現在の児童関連図書の貸出冊数が、(5) の利用登録者数で割ると、大体 1 人当たり今現在 53 冊、子供たちが借りているという計算になります。前回のこれの前の第四期計画でも、概ね 10%増で目標値を定めておりましたので、大体 53 冊の 10%増しだと 58 冊ぐらいであろうというところで、紙の札数が 50、電子が 8 冊と計算したところなんです。その 8 冊を (5) の利用登録者数、11 年度に掛けた数を目標値とさせていただきます。

全体で 1 割増、その中で、紙の資料は 50 冊、電子は 8 冊。紙を 50 冊にしたという根拠

については、今回、子供たちへ取ったアンケートで、大体 1 年間小中学生が 48 冊という数字が出ましたので、少し多めにして 50 冊というところで設定し、電子が 8 冊分としたところです。

○垣内委員 ちゃんとこの目標値が、達成される、実現可能な数字かどうかというところだけ確認しなかったのが、いろいろお考えになって、現実的な目標値を設定されたというふうに理解したいと思います。ありがとうございました。

○神田委員 先ほど、パブリックコメントの中にもありましたけれども、各学校との連携というのは 11 件で全部の学校では行われていないようです。学校から図書館に働きかけるといえるのはそのぐらいでも、逆に「図書館の方から学校のほうにも働きかけていきます。」というふうな報告を受けました。学校への読書の支援は重要かと思うので、学校に積極的に声をかけるということをお願いしたいです。また、図書館からも、「こんなことができますよ」というふうな提案をしていただきたいですが、例えば具体的に、どんなことが想定されますでしょうか。

○中央図書館長 学校連携は非常に重要と考えております。図書館からも学校へ働きかけをしていこうと思っております。

具体的には、今回休館に入る中からの開始になるかと思うんですけれども、現在学校から図書館に来ていただくことができないので、例えば図書館員が学校へ訪問して図書館の利用方法を教えたりですとか、具体的に今、そういうことを考えております。それから、学校のほうで司書の日数が増えるということが今予定されておりますので、その司書との連携等も行っていきたいなと考えているところです。

○神田委員 ありがとうございます。ぜひお願いしたいです。

また、先生たちへの指導もぜひお願いしたいです。そうすることでさらに活用が広がっていくとも思います。よろしくお願いします。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

それでは、中央図書館の力については、協議どおり決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

3 その他

○佐藤教育長 本日の案件は以上です。その他、ご発言等はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもって、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時06分 閉会